

**2024年度 南山大学国際教養学部
大学推薦による国費外国人留学生（学部留学生）募集案内**

南山大学国際教養学部は、2021年度日本政府（文部科学省）が実施する国費外国人留学生の優先配置特別プログラム「国際コンソーシアム形成によるサステイナビリティ・リーダー養成プログラム」に採択されました。

つきましては、2024年度大学推薦による国費外国人留学生（学部留学生）を下記の通り募集します。

記

I. 募集人数

5名

II. 応募者の資格及び条件

(1) 対 象

南山大学が実施する2024年度入学審査に合格し、国際教養学部へ入学することが確約できる者のうち、原則として東南アジア（ASEAN）の国籍を有し、学部レベルの外国人留学生として、新たに海外から留学する優秀な者（※）であり、下記に挙げる諸条件に該当する者。

※ 現在、社会人の者は最終学歴の学業成績、在學生は現在在籍する課程の学業成績が 2.30 以上（5ページ参照）であり、奨学金支給期間中の在籍課程においてもこれを維持する見込みがある者をいう。さらに下記「(5) 語学能力」のいずれかの条件を満たす者をいう。

(2) 国 籍

日本政府と国交のある原則として東南アジア（ASEAN）の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として募集の対象とはならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時（南山大学入学時）までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。

(3) 年 齢

原則として1999年4月2日以降に出生した者

年齢要件の例外は国籍国の制度・事情（兵役義務・戦乱による教育機会の喪失等）により資格年齢時に応募できなかった者と文部科学省が判断した場合に限られる。個人的事情（経済状況、家族の事情、健康状態、大学又は勤務先の都合等）は一切認められない。

(4) 学 歴

以下のいずれかの条件を満たす者。

- ① 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者。（入学時点で満たす見込みの確実な者を含む。）
- ② 外国において、日本の高等学校に対応する学校の課程を修了した者。（入学時点で満たす見込みの確実な者を含む。）
- ③ 上記以外の資格により日本の大学入学資格を有する者。

(5) 語学能力

日本語又は英語のいずれかの能力を有する者として、以下のいずれかの条件を満たす者。

◆日本語

- ① 南山大学への入学時点で、日本語能力試験（JLPT）のレベルN2以上に合格している者。
- ② ①相当以上の日本語能力を有していると南山大学において判断できる者。

◆英語

- ① 南山大学への入学時点で、英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）のB2相当以上の資格・検定試験のスコアを有している者。
- ② 日本の大学への入学資格を満たす教育課程を、英語を主要言語として修了した者。
- ③ ①相当以上の英語能力を有していると南山大学において判断できる者。

(6) 健康

日本留学について心身ともに支障がないと南山大学が判断した者。

(7) 渡日時期

2024年4月1日から4月7日の間で文部科学省及び南山大学が指定する期日に渡日可能な者。

やむを得ない事情があると文部科学省が判断した場合を除き、指定された期間最終日までに渡日できない場合は採用を辞退すること。また、自己の都合により、上記の期間外に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。

(8) 査証・在留資格

渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を新規取得し、新規に取得した「留学」の在留資格で入国すること。そのため、既に他の在留資格（「永住者」「定住者」等）を有している場合であっても「留学」に変更の上、新規渡日する必要がある。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない場合があることを理解すること。

新規に「留学」の査証を取得せずに渡日した場合は、奨学金の支給停止となるので注意すること。

(9) 対象外

次に掲げる事項に一つでも該当する者については対象外とする。採用以降に判明した場合は辞退すること。

- ① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② 文部科学省又は南山大学が指定する期日までに渡日できない者。
- ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者（渡日後辞退者を含む）。
なお、文部科学省学習奨励費（MEXT Honors Scholarship）は日本政府（文部科学省）奨学金留学生にあたらないため、過去に受給歴があっても応募可能。
- ④ 日本政府（文部科学省）奨学金制度による他の2024年度奨学金支給開始のプログラムとの重複申請をしている者。
- ⑤ 申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び申請時から奨学金支給期間開始前に私費外国人留学生として日本の大学等に在籍、又は在籍予定の者。
- ⑥ 「卒業見込みの者」であって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。
- ⑦ 申請時に二重国籍者で、渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑧ 申請時から日本以外での研究活動（インターンシップ、フィールドワーク等）や休学等を長期間予定している者。

(10) その他

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も南山大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の促進に努める者を採用する。

Ⅲ. 奨学金支給期間

南山大学国際教養学部の標準修業年限（4年）内とする。

※上位課程進学に伴う奨学金支給期間の延長申請は不可。

Ⅳ. 奨学金等

(1) 奨学金

月額117,000円（予定）が支給される。

なお、日本政府の予算状況により各年度で金額は変更される可能性がある。大学を休学又は長期に欠席した場合、その期間の奨学金は支給されない。

(2) 旅 費

① 渡日旅費

文部科学省が、原則として旅行日程及び経路を指定して航空券を交付する。航空券は、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から南山大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券とする。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また、国籍国に在外公館が所在せず、査証申請のため第三国へ立ち寄り渡日する者又は国籍国からの直行便がない者については、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から南山大学が通常経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券のみを文部科学省が交付する。「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された「現住所」とするが、渡日前に国籍国内で転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された住所を「居住地」として認め、最寄りの国際空港からの航空券を手配する。なお、査証申請のための第三国立ち寄り等を除き、自己都合により国籍国外から渡日する場合は、航空券を交付しない。

② 帰国旅費

文部科学省が、原則として大学を卒業し、上記「Ⅲ. 奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を交付する。航空券は、南山大学が通常の経路として使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。なお、自己都合及び下記「Ⅴ. 奨学金支給停止事項」の事由により奨学金支給期間終了月前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。

また、奨学金支給期間終了後も引き続き日本に滞在する場合（例：日本での進学、就職）、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

(3) 教育費

南山大学における入学検定料、入学金、授業料、教育充実費の学生納入金は、「南山大学大学推薦国費留学生奨学金規程」に基づき南山大学が負担する。

ただし、文部科学省の採用決定を条件とするため、申請の段階においては南山大学の入学金（250,000円）を納入するとともに、授業料等の「学生納入金減免申請書」を提出しなければならない。文部科学省の採用が正式に決定したのちに、入学金を返金する。

なお、これ以外の納入金及び手数料その他の費用は、留学生の自己負担とする。

Ⅴ. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、これまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの

間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
- ④ 南山大学の学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 南山大学において学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限（4年）内での卒業が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき、又は「留学」の在留資格が他の資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金の支給を受けたとき。
- ⑧ 南山大学を退学したとき、又は他の大学に転学したとき。
- ⑨ 1年毎の各時点における学業成績係数が2.30又は南山大学が定める成績基準を下回ったとき。

VI. 応募方法・応募締切

南山大学が推薦する候補者に、別途連絡する。

VII. 選考方法・推薦手続き

(1) 南山大学での推薦者の選考

南山大学が推薦する候補者は、入学審査の結果及び面接により選考する。

<面接>

- ・実施日：2023年12月4日（月）～7日（木）の期間内
- ・方法：オンラインによる面接

※候補者に対し、2023年12月1日（金）にe-mailにて面接についての連絡を行う。なお、指定期日までにe-mailの返信がない場合は、候補者を辞退したものとみなす。

(2) 南山大学での推薦者の選考結果通知

2023年12月8日（金）に、e-mailにて選考結果の内定通知を行う。

※合わせて、内定者には文部科学省への応募書類等重要事項を連絡する。

(3) 文部科学省へ提出する応募書類の作成

内定者は、国費留学生への応募書類（データ及び書類）を作成し、指定された期日までに南山大学へ提出する。必要な応募書類と提出締切日は、内定通知の際に指示する。なお、応募書類に虚偽の記載・不正などが判明した場合は、推薦者の内定を取り消す。

応募書類は南山大学が文部科学省へ提出し、所定の手続きを行う。

(4) 文部科学省での審査

文部科学省は、南山大学を含む各大学から推薦された候補者の中から審査により採用者を決定する。

(5) 結果通知

2023年3月上旬に、文部科学省から南山大学へ結果通知が届き次第、南山大学から内定者に結果を通知する。国費外国人留学生として採用が決定した者は、速やかに在外公館と連絡を取ること。

VIII. 問合せ先

南山大学国際教養学部

e-mail : gls-office@nanzan-u.ac.jp

※問合せは、e-mailにて日本語又は英語でお願いします。

以上

【学業成績係数の計算方法について】

●学業成績の算出方法

① 算出対象となる学業成績

学業成績は正規課程の成績のみを用い、研究生等（非正規課程や日本語教育機関等）の成績を含めず、社会人は最終学歴の学業成績、在学生は現在在籍する課程の学業成績係数を算出すること。

② 算出手順

下表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算すること。

区分	成績評価				
4段階評価		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価ポイント	3	3	2	1	0

[計算式]

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

(注1) 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に置き換えて算出すること。

(注2) 編入学している場合は、編入学後の単位数を対象とすること。

(注3) 上表の成績評価にない評価（例えば、「認定」、「合格」など）は対象としないこと。

(注4) 学業成績係数に端数が出る場合は、小数点第3位以下を切り捨てること。

③ 学業成績係数が算出不可の場合

学業成績係数の算出ができない場合は、算出できない理由とともに、学業成績係数が2.30以上に相当すると判断した根拠を、出身の高等学校又は大学若しくは学部での成績順位が上位30%以内である旨が記載された、出身の高等学校又は大学若しくは学部の長からのレター等に基づき「総合成績評価報告書【別紙様式3】」に記載し（例：○○研究科において成績順位が○人中○位のため上位30%以内である、など）、レター等の写しを文部科学省に提出すること。これ以外の根拠は認めない。

なお、計算の結果、学業成績係数が2.30未満の者を推薦することは、上記レター等の提出をもってしても認めない。